

「政策の目標」		総合目標5 ：我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する (評価書 97 頁)
評価基準ごとの審査	評価基準ごとの審査	評価の意見

1 「政策の目標」の達成度

A 達成に向けて相当の進展があった。

(基本的状況)

経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組むことが必要。さらに、急速な成長を遂げているアジア地域において、環境やインフラ分野等で我が国の固有の強みを生かすこと等により、アジア全体の活力ある発展をさらに着実なものとしつつ、アジアの成長を日本の成長に結実させていくことが重要。

(22年度の運営概況)

外国為替市場の安定に関しては、日常的な国際金融市場のモニタリングや各国の通貨当局との意見交換、緊密な協力等を行い、平成22年9月及び東日本大震災直後の平成23年3月のG7協調介入時には、為替相場の過度の変動を抑制する観点から為替介入を実施した。

国際金融システムの安定については、金融危機を克服し、再発を防ぐためのG20やG7における国際的な取組に積極的に参画した。IMFに関しては、次期クオータ（出資割当額）見直しの合意形成に向けた議論に積極的に参画し、平成22年末の交渉妥結に寄与するとともに、合意を実施するための所要の法改正を行った。

アジアにおける地域金融協力の強化については、ASEAN+3の枠組みにおいては、「ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）」に関し、シンガポールでの設置等全ての主要要素について合意した。また、域内の企業が発行する社債に保証を供与し、域内債券市場の育成に貢献する「信用保証・投資ファシリティ（CGIF）」を平成22年11月に設立し、我が国からもJBICを通じて2億ドルを出資した。APECについては、我が国が議長を務め、11月にAPEC財務大臣会議を京都で開催した。平成22年4月には日中財務対話を開催した。

テロ資金対策については、各国がFATF（金融活動作業部会）勧告に則った取組を進めるとともに、G7の協調等を通じて国際的な対策に積極的に取り組んだ。また、国連安保理決議に基づき、イランやリビアに資産凍結等の措置を実施した。

途上国支援については、円借款の効率的・戦略的な活用、JICA（国際協力機構）の海外投融資の再開、JBIC（国際協力銀行）の機能強化等に取り組んだ。

国際開発金融機関（MDBs）については、世界銀行グループをはじめとするMDBsの改革や増資についての国際的な議論に積極的に参加するとともに、増資についての合意に応じるため、所要の法改正や予算措置を行った。

EPA交渉については積極的に取り組んだ結果、インドとの間のEPAに署名し、ペルーとの間のEPA交渉が完了した。WTOドーハ・ラウンド交渉についても、交渉の早期妥結に向け、関係省庁と協力しつつ交渉に参画し、貿易円滑化交渉において一定の進展があった。

アジア成長戦略の推進については、我が国システムの海外展開の促進をファイナンス面から支援するため、STEP（本邦技術活用条件）案件の推進を含む、円借款の一層の積極的な活用を図るとともに、日本政策金融公庫法施行令の改正を行い、JBICの投資金融業務の対象分野を拡充した。さらに、JBICに期待される新たな役割に対応するため、更なる機能強化及び日本政策金融公庫からの分離に向け、所要の法案を国会に提出した（注：平成23年4月に改正法が成立）。また、アジア債券市場育成イニシアティブで我が国は主導的な役割を果たした。

	<p>(達成度に係る評価の理由等) このように、世界経済の持続的発展に貢献するため、国際金融システムの安定やアジアにおける地域金融協力の強化、途上国支援、国際貿易の秩序ある発展、アジアにおける「新成長戦略」の推進等に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があったことから、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(今後の課題) 23年度についても、G20、G7、G8等の枠組みにおける国際会議への積極的貢献を通じて、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定、アジアにおける地域金融協力の強化、テロ資金対策、開発・貧困削減、気候変動対策等の諸問題への取組を行うことが重要である。アジアにおける地域金融協力の強化については、ASEAN+3財務大臣プロセス（平成23年度は我が国が共同議長国）やAPEC等の枠組みを通じて推進していくことが重要。EPA交渉について、引き続き交渉を積極的に推進するとともに、WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて引き続き取り組んでいく必要。また、新成長戦略の柱の一つであるアジア経済戦略について、関係省庁と連携しつつ積極的に推進していくことが必要。</p>
<p>2 事務運営のプロセスの適切性、有効性、効率性</p> <p>適切であった。 有効であった。 おおむね効率的であった。</p>	<p>(事務運営プロセスに係る評価の理由等) (適切性) G20等の国際会議への参画や国内での法律・予算面での対応、アジア成長戦略の推進のための取組等は、目標を達成するために必要な施策であり適切であった。</p> <p>(有効性) G20声明等に示されているとおり、我が国を主要メンバーとする国際社会の協調が世界経済及び金融の安定の回復に貢献している。また、アジアにおける地域金融協力の強化や途上国支援等にも積極的に貢献している。さらにEPA交渉については、インドとの間のEPAに署名し、ペルーとの間のEPA交渉が完了している。よって、有効であった。</p> <p>(効率性) 財務省単独で解決することが困難な政策課題について、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して実行し、具体的な成果・進展を得た。従って、おおむね効率的であった。</p>
<p>3 結果の分析の的確性</p> <p>おおむね的確に行われている。</p>	<p>(結果の分析の的確性に係る評価の理由等) 業績指標の設定が困難な分野であるが、参考指標の設定は妥当であり、統計データの検証可能性も出所を明示することで担保されているため、結果の分析はおおむね的確に行われている。</p>
<p>4 当該政策や、政策評価システムの運用の改善への提言</p> <p>政策について有益な提言がなされている。</p>	<p>(今後の提言等) (政策の改善) 今後取り組むべき具体的な手段（国際会議への積極的貢献、アジア成長戦略推進のための取組等）に言及している。</p>
<p>講評 (平成23年6月 「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」)</p>	<p>○ 我が国は南アジアや中東との繋がりが弱いという認識を持っているが、特に中東の資源保有国と言う意味からだけではなく、地政学的にも非常に重要と考えられる。その意味で関係強化が図られることが望まれる。</p>